

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

三重国民年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月から平成 2 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成 2 年 10 月まで
② 平成 3 年 9 月から 7 年 2 月まで

年金受給前の平成 7 年ごろ、社会保険事務所に年金相談に行った時、窓口の職員から未納期間があるので、その分の国民年金保険料を納付すれば年金額が増えると説明され、免除期間であった申立期間①の分として 30 万円をその職員に渡した。その後、2 回又は 3 回に分けて、申立期間②の保険料として 20 万円、30 万円とまとまった金をその職員に渡した。領収書は受け取っておらず、メモのようなものをもらったが、そのメモも残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成 7 年ごろに社会保険事務所に出向いた際、「昭和 63 年 4 月から平成 2 年 10 月までの免除期間について、追納をしないと年金額が 3 分の 1 になる。」と言われたため、最初に昭和 63 年 4 月の国民年金保険料を納付し、その後申立期間①の保険料を納付したとしているところ、免除期間に係る説明は国民年金制度の取扱いと一致している上、申立人が記憶している社会保険事務所での国民年金の相談窓口や職員の制服等についても、当時の状況と一致しているほか、申立人が同年 4 月の免除期間に係る保険料の領収書を所持していることや、申立人が納付したとする申立期間①の保険料についても、実際の保険料額とほぼ一致していること等を踏まえると、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、預貯金や満期となった申立人の夫の生命保険の保険金により納付したとしているところ、申

立人が当該保険料を納付したとしている時期に申立人の夫の保険金が支払われたことが確認できる上、申立人の娘も、申立期間①の追納に必要な金額を記載したメモがあったこと等を記憶しているなど、申立内容を裏付ける状況もみられる。

一方、申立期間②については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立期間②については、申立人は60歳を超えているため国民年金の任意加入対象期間となるところ、申立人は60歳到達後平成7年に至るまで加入手続を行っていないとしており、任意加入対象期間については、制度上加入手続を行った時点から遡^{そきゅう}及して国民年金に加入することはできないことから、申立期間②は未加入期間となっている。

加えて、申立期間②について、申立人が納付したとする国民年金保険料も、当初30万円から40万円としていたものを、その後20万円から30万円と変更するなど、当時の記憶が明確でない上、申立人は、平成7年3月から同年12月までの任意加入期間の保険料を数回に分けて納付していることから、申立人は、この期間に納付した保険料を申立期間②の保険料と錯誤している可能性も考えられる。

このほか、申立期間②について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年5月から平成2年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 43 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 43 年 2 月まで

昭和 50 年に父親が市役所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料をさかのぼって納付したが、平成 16 年になって、厚生年金保険被保険者期間と国民年金の特例納付をした期間との重複が判明し、重複期間の保険料は還付された。

これは、加入手続の際に、市役所において私の厚生年金保険被保険者記録の確認を怠ったことが原因であるので、国民年金保険料が納付済みとなっていない昭和 41 年 9 月から 43 年 5 月までの期間のうち、国民年金保険料が還付された重複期間に相当する 41 年 9 月から 43 年 2 月までの期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月に、第 2 回特例納付により 44 年 8 月から 48 年 3 月までの 44 か月の国民年金保険料を納付しているが、当該期間のうち、44 年 8 月から 46 年 1 月までの期間（18 か月）については、平成 16 年 5 月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間が統合されたことに伴い、本来国民年金に加入できない厚生年金保険被保険者期間であると判明したため、重複期間の保険料は同年 6 月に還付されている。

一方、申立人の 20 歳到達月である昭和 41 年*月から 43 年 5 月までは国民年金の未加入期間となっているが、当該期間を未加入期間とする合理的な理由は無く、本来国民年金の強制加入期間となるべきものである上、上記重複期間については、申立人の父親が特例納付を行った時点では厚生年金保険被保険者期間であり特例納付の対象期間では無かったことを踏まえると、重複

期間の保険料については、申立人が 20 歳に到達して以降の国民年金強制加入期間について特例納付をしたものと考えられ、特例納付は先に経過した月の分から順次行うものとされていることを勘案すると、重複期間の保険料は 41 年 9 月から 43 年 2 月までの保険料として納付されたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 782

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から同年 10 月まで

昭和 43 年 5 月に A 事業所を退職後、市の支所で国民年金の加入手続をした。申立期間当時勤務していた事業所は操業を開始したばかりで厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金手帳を経理担当の従業員に預け、給与から国民年金保険料を納付してもらっていた。その後、同年 11 月から厚生年金保険に加入したので、国民年金の資格喪失手続をしてもらった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 5 月に A 事業所を退職後、勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所となる同年 11 月までの間に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 8 月に払い出されており、申立内容と符合している上、社会保険庁の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録から、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を依頼していたとする従業員の存在が確認できる。

また、申立人の申立期間当時の状況についての説明に不自然な点は無上、申立期間は 6 か月と短期間であることや、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続も適切に行われていることなどを勘案すると、共済組合員資格と厚生年金保険被保険者資格との継続性を確保するために国民年金に加入したにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 783

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

婚姻後、国民年金の加入手続を市の出張所で行った時、昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料と併せて申立期間の保険料も納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している上、昭和57年4月から平成9年1月までの保険料は前納しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人から提出された昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収書の写しによると、当該期間の保険料は市の出張所において婚姻直後の同年5月23日に納付されたことが確認できること等から、申立内容は信憑性^{びょう}が高いと考えられる上、当該保険料の納付時点では、申立期間は過年度納付によらなければ保険料を納付できないが、調査の結果、市においては、申立期間当時過年度保険料の納付書も発行していたとみられ、市役所の金融機関での納付は可能であったとされることや、申立期間が短期間であることなどを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月

昔のことなので詳しくは覚えていないが、申立期間当時は生活環境の変化も無く、国民年金保険料は、毎月市役所内の金融機関で納付していた。申立期間のみ未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、昭和54年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は現年度納付されている上、申立期間当時、申立人に転居等生活環境の変化も無かったと考えられることから、あえて申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 785

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 45 年 6 月まで

昭和 45 年ごろに、地元の集会所に町役場の職員が税金や国民年金の集金に来ており、夫が職員から国民年金への加入と国民年金保険料の納付勧奨を受けた。

その後、夫が役場に行き、未納となっている私の分も含めて、保険料を一括納付したのに未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の夫への聴取結果によると、申立人の夫は、昭和 45 年ごろ、集会所に来ていた役場の職員に勧められ、未納となっていた申立人と自分の国民年金保険料を二人が 20 歳の時まで遡及^{そきゅう}して納付したとしているところ、町に照会した結果、その当時、税務課や住民課（国民年金の事務も担当）の職員が各地区の集会所等で税金や国民年金保険料を納付するよう勧奨しており、申立人の夫が記憶している職員は当時税務課で勤務していたと回答している上、申立人の夫が納付勧奨を受けたとする集会所も当時存在していたことが確認できることから、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

また、申立人の夫は、保険料を遡及^{そきゅう}して納付した時期について、初めて請け負った家屋の請負代金の一部を保険料に充てたため、家屋を建ててからしばらくした後であるとしているところ、法務局に照会した結果、申立人の夫が請け負ったとする家屋は昭和 45 年 4 月に新築登記されていることが確認できる上、同年 7 月から第 1 回特例納付の実施が始まっていることから、申立人の夫の記憶とほぼ一致している。

さらに、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 39 年 8 月までについては、申立人が厚生年金保険被保険者だった期間であり、本来は国民年金被保険者となり得ない期間であるが、当該期間については既に脱退手当金が支給されており、年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされないこと、及び申立人が保険料を納付してから既に 30 年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、当該期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 22 日

平成 18 年 12 月に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているが、会社が当該賞与について社会保険事務所に届出を行っていないため社会保険事務所の記録に反映されていない。当該賞与についての記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年 12 月 22 日に支給された賞与に係る賞与支払台帳及び給料支払明細書から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 22 日の標準賞与額（20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 736

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 22 日

平成 18 年 12 月に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているが、会社が当該賞与について社会保険事務所に届出を行っていないため社会保険事務所の記録に反映されていない。当該賞与についての記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年 12 月 22 日に支給された賞与に係る賞与支払台帳及び給料支払明細書から、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 22 日の標準賞与額（15万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月31日から44年1月1日まで

私は、昭和43年10月1日から臨時職員としてA事業所で勤務していたが、44年1月1日付けでB事業所の正職員として採用され、A事業所で継続して勤務していた。臨時職員から正職員に変わったものの、同事業所に勤務し続けており、厚生年金保険の記録に空白期間があることに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された申立人の人事記録カード及び同僚の供述により、申立人が申立期間にA事業所で勤務していたことが確認できる。

また、上記の人事記録カード及び当該同僚の供述から、申立人は申立期間前後の申立人の業務内容等に変更は無かったことが確認できる上、申立人と同様にA事業所において臨時職員から正職員となった同僚一人については、厚生年金保険の加入期間と地方職員共済組合の加入期間が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係る昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを43年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 786

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から13年9月まで

両親や周囲の人から、年金は国民の義務で、国民年金保険料は絶対納付すべきものと教えられてきた。納付していなかった2年分の保険料を一括して納付したこともある。申立期間については、母親に保険料を預けてさかのぼって納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、平成10年又は11年ごろと申立人の元妻と離婚した13年ごろに申立人の母親がさかのぼって納付したはずであると主張しているが、申立人の母親に聴取したところ、申立人が婚姻中には申立人の保険料を納付した記憶は無く、申立人の離婚後の納付についても納付時期等の記憶は明確でないとしている上、戸籍の附票によると、申立人の住所地は、申立期間については申立人の元妻と同じ住所地となっており、離婚後の13年12月から申立人の母親と同じ住所地となっていることから、申立期間当時、申立人の国民年金保険料の納付書が申立人の母親の元に送付されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、平成11年10月から12年3月までは申請免除期間となっているが、制度上、申請免除期間の国民年金保険料を納付書により追納する場合、社会保険事務所に追納の申込みをしなければ納付書が作成されないが、社会保険庁及び市の記録共に、申立人が追納の申込みを行った形跡は無い上、申立期間直後の13年10月から同年12月までの国民年金保険料は、時効直前の15年11月27日に過年度納付されているが、その時点では、

申立期間（平成11年10月から12年3月までの申請免除期間を除く。）については時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間は5年余りと長期に及んでおり、申立期間当時は、年金記録管理業務のオンライン化や電算による納付書の作成等、事務処理の機械化が進展していることから、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生ずるとは考え難い上、社会保険庁の記録によると、申立人の元妻についても、申立期間のうち、平成8年6月から11年9月までの期間は未納となっており、同年10月から12年3月までの申請免除期間（申立人の元妻は、平成12年1月1日に厚生年金保険加入のため、申請免除期間は11年10月から同年12月までとなっている。）についても、申立人とその元妻の免除申請手続が同日に行われていることが確認できる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になってから、就職するまでの間、母親が私の国民年金保険料を毎月銀行で納付してくれていた。同じように 20 歳から母親が保険料を納付していた私の妹と弟についてはきちんと記録があるのに、私だけ申立期間の国民年金加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間当時、申立人は学生であるため、国民年金に加入するためには任意加入手続を行わなければならないが、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親に聴取しても、国民年金の加入手続及び保険料の納付金額についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 3 月の第 3 号被保険者資格取得に伴い払い出されているが、社会保険事務所及び市に確認しても、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間となっている上、申立人の母親は、申立期間について国民年金手帳を受領した記憶は無いとしている。

加えて、申立人の母親は、申立人の妹及びその弟についても、それぞれが 20 歳になった時に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の妹の国民年金被保険者資格は、制度改正により学生が任意加入から強制加入になった平成 3 年 4 月に取得しており、20 歳に到達した 2 年*月から 3 年 3 月までは未加入期間となっている。なお、申立人の弟は、制度改正後の同年*月に 20

歳に到達している。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 788 (事案 461 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 9 月までの期間及び 43 年 11 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 9 月まで
② 昭和 43 年 11 月から 49 年 3 月まで

申立期間については、年金記録の訂正は必要でない旨の通知を受け、その後、私がまとめて納付した期間に係る領収書も見付かったため、申立期間の国民年金保険料を納付していないことは承知しているが、当時、市役所から申立期間についても納付するように言われれば、当然納付したはずであるので、市役所がそうした説明を適切にしなかったために申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は特例納付の実施期間ではなく、納付したとする金額についても申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相異していること、申立人は昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を遡及^{そきゆう}納付していることから、当該期間の納付を申立期間の納付と錯誤している可能性も考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時の市の説明が適切であれば、申立期間の国民年金保険料を特例納付していたはずであると主張しており、特例納付が可能であったことを示す資料として預金通帳の写し等を提出しているが、申立人は、申立期間の保険料を納付していないことを認識している上、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から7年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時、元夫が勤務していた事業所の事業主が、給与から夫婦二人分の保険料を天引きして、集金人に納付していたと聞いている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の元夫の勤務先の事業主が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については申立人の元夫が勤務していたとする事業所がその元夫の給与から天引きして二人分の保険料を納付していたと主張しているが、当該事業所は既に廃業している上、当該事業所の事業主についても、所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る保険料の納付について供述を得ることはできないことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の元夫に聴取したところ、その元夫は、「国民年金保険料については、当該事業所に勤務した当初から、事業主が給与から天引きして、毎月納付していた。」としているが、申立人の元夫の国民年金保険料の納付状況をみると、社会保険庁及び市の記録共に、申立人の元夫が上記事業所に勤務していたとする昭和63年1月から平成7年2月までの期間の保険料は未納となっている上、当該事業所の事業主も、申立人の元夫が勤務していたとする期間については、4年1月から同年4月までの期間及び6年4月から同年9月までの期間を除き、保険料は未納となっているため、当該事業主が申立人等の保険料も含めて納付していた状況はうかがわれなほか、市においては、申立期間当時は、集金人による保険料の徴収は原則廃止されていたこ

とから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 12 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私はA社で事務長をしており社会保険事務所の手続に参与していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、これらの同僚のうち、一人から「社会保険事務所からは私の当該事業所における厚生年金保険の加入記録は1年ぐらいとの回答であったが、実際には2年ぐらい働いていたと思う。」との供述があったことから、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人は、現在、A社の代表取締役であるが、申立期間当時の資料は残っていないとしており、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用等についての関連資料を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番から*番（いずれも昭和39年8月1日資格取得）まで調査したが、申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 739

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月14日から28年12月25日まで
社会保険事務所から申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は申立期間に係る脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている申立人以外の者のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和28年12月の前後（昭和26年4月から36年5月までの期間）に資格を喪失した者36人（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、21人について資格喪失日の7か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当該事業所に照会したところ、「当時、退職者に対して脱退手当金の説明を行い、脱退手当金を請求するよう指導し請求手続は行っていた。」との回答があったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和29年7月21日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間の脱退手当金は昭和 29 年 7 月 21 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、43 年 5 月まで厚生年金保険への加入歴が無く、当該再加入時に申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号を取得した申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 33 年 7 月 19 日から同年 8 月 4 日まで

船員手帳には、A社の雇入年月日は昭和 32 年 6 月 29 日、雇止年月日は同年 9 月 15 日となっている。しかし、社会保険事務所の記録では同年 7 月 1 日から同年 9 月 14 日の船員保険の記録は確認できるものの、被保険者記録照会回答票には申立期間①について「該当記録なし」となっており納得できない。また、申立期間②については、船主がB社からC社に変更されたが、引き続き乗船し船員保険も加入していたと記憶している。申立期間について船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間において船員保険に加入していたこととはならない。

また、申立人は、船員手帳の記録により申立期間①にA社に雇入れされたとしているが、社会保険事務所の記録によると、船員手帳に記載されている住所地において同社は船員保険の適用事業所として確認できない上、社会保険事務所の船員保険の適用事業所に係る記録によると、船員手帳に記載されている住所地以外で「A社」という名称の事業所があったことが確認できる

が、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間①後にD社の船員保険被保険者記録があることから、社会保険庁が保管している同社の船員保険被保険者台帳に記載されている同僚のうち、申立期間①後に被保険者資格を取得した者に照会したところ、「当時は大きい会社の中に他の会社が2、3社入っていることがあり、A社の中にもD社が入っていた。船舶所有者が船員手帳と船員保険とで異なっていることもよくあることだった。」との回答があった。

加えて、法務局に照会したところ、D社の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

その上、社会保険庁が保管しているD社の船員保険被保険者台帳について、資格取得日順に被保険者番号*番から*番（申立人は*番）までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和32年7月1日となっている。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、C社は船員保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が申立期間②におけるC社の上司であるとしている者から「C社が所有する前のB社と同一条件で雇用するということがあったが、仕事は船舶をE港からF港に移動させただけで給与も支払われていない。C社という事業所名も船舶所有者が勝手に名付けただけであり、会社としては実在していない。」との回答があった。

さらに、法務局に照会したところ、C社の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 5 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月から同年 7 月 21 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 21 日から 42 年 9 月 21 日まで

ねんきん特別便により、厚生年金保険の加入記録が無いのに驚いた。申立期間①及び③については、脱退手当金を受け取ったことになっているが、記憶が無く納得がいかない。申立期間②については、A社（現在は、B社）の資格取得日が昭和 40 年 7 月 21 日になっているが、同年 4 月から勤務していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 12 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間①及び③の間に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 42 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、脱退手当金が支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬等級決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和40年7月21日、資格喪失日は同年10月21日となっており、これは社会保険事務所の記録と一致している。

また、A社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった同僚二人に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和40年7月21日資格取得、同年10月20日離職となっており、申立期間②に係る加入記録は無い上、社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 26 日から 24 年 7 月 30 日まで

私は、申立期間当時にA社B工場から同社C工場に異動し、朝7時から夕方5時半まで働いた。給料から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B工場から同社C工場に申立人と一緒に異動したとしている同僚等の供述により、申立人が申立期間に同社C工場で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚等については、社会保険庁の申立期間に係るA社C工場の厚生年金保険被保険者記録に該当者が見当たらない上、同事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社本社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和21年12月29日資格取得）から*番（昭和25年2月12日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から28年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらったが、私は申立期間にA社で勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和28年1月31日であり、申立期間のうち同年1月30日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号*番から*番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和28年1月31日以降となっており、申立人の氏名も無い。

さらに、申立期間にA社に在籍していた同僚のうち一人から「当該事業所には入社時に試用期間があり、私は入社後約半年間は厚生年金保険に加入していなかった。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる上、申立人が、申立期間に同社と一緒に勤務し、その後共同して別会社を設立させた同僚であるとしている二人についても、社会保険庁における同社の厚生年金保険被保険者記録に該当者は見当たらない。

加えて、A社は昭和 54 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者は既に他界しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで

高校卒業後にA事業所に入社したが、公務員になりたかったため人を通じて依頼してあったところ、早道として県の関連団体に入社し県職員の採用試験を受けた方が良くのことであった。その後、B事業所（現在は、C事業所）に欠員が生じたので、早速、A事業所を退社してB事業所に入社した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所から提出されたB事業所における人事発令の決裁文書により、申立人が申立期間のうち昭和 31 年 7 月 1 日以降の期間に同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、C事業所において、B事業所の入社日が確認できた同僚7人については、入社日の約1か月から3年5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、そのうちの1人から「私は入社して2年間ぐらいは臨時職員であり、臨時職員ときは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との回答があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてC事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名は無く、記載内容に不

合理的な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。